

山口県生活習慣病検診等管理指導協議会設置要綱

(趣 旨)

第1条 健康診査管理指導等事業実施のための指針(平成20年3月31日健総発第0331012号厚生労働省健康局総務課長通知の別添)第3に基づき、山口県生活習慣病検診等管理指導協議会(以下「協議会」という。)の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議し、その結果を知事に報告するものとする。
(1) がん検診事業の円滑な推進を図るための総合的な検討及び調整に関すること。
(2) がん検診事業の評価及び指導に関すること。
(3) 検診実施機関の検診業務の評価及び指導に関すること。
(4) 検診実施機関の検診体制の整備に関すること。
(5) その他がん検診事業の円滑な推進に必要な事項に関すること。

(組 織)

第3条 協議会は、次の部会をもって構成し、各部会は、学識経験者及び検診実施機関の関係者等15人以内をもって構成する。

部会の名称	分 掌 事 務
胃がん・大腸がん部会	胃がん・大腸がん検診の精度管理及び実施方法等の専門事項に関すること。
子宮がん部会	子宮がん検診の精度管理及び実施方法等の専門事項に関すること。
肺がん部会	肺がん検診の精度管理及び実施方法等の専門事項に関すること。
乳がん部会	乳がん検診の精度管理及び実施方法等の専門事項に関すること。

(任 期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の委員の残任期間とする。
2 委員は、再任を妨げない。

(部 会 長)

第5条 部会に部会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
2 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。
3 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会 議)

第6条 部会の会議は、部会長が召集し、部会長が議長となるものとする。
2 部会は、市町等の関係者から意見を聴取することができる。

(庶 務)

第7条 協議会の庶務は、山口県健康福祉部医療政策課において処理する。

(そ の 他)

第8条 各部会における共通の課題を協議するため、必要に応じて、各部会長による全体会を開催する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。